

【建設委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において建設委員会に付託された法律案は、内閣提出8件（うち本院先議2件）、衆議院提出1件の計9件であり、いずれも成立した。

また、国政調査、委嘱審査を行ったほか、付託請願11種類303件について審査を行い、3種類132件を採択した。

〔法律案の審査〕

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案は、内需を中心とした我が国経済の安定成長を図るため、一定の既存住宅に係る住宅金融公庫の貸付金の利率及び償還期間についての特別措置を延長するとともに、同公庫の特別損失に関する規定を整備しようとするものである。

委員会では、質疑の後、全会一致をもって可決された。なお、付帯決議が付された。

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、大都市地域内の都心の地域を中心として良質な住宅に対する著しい需要が存する現状等にかんがみ、住宅及び住宅地の供給を促進するため、都心の地域及びその周辺の地域において良質な共同住宅を供給する都心共同住宅供給事業の制度を創設するとともに、土地区画整理促進区域及び住宅街区整備促進区域に関する都市計画を定める場合における要件の緩和、特定土地区画整理事業及び住宅街区整備事業の施行地区的面積の下限の引下げ等の措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑の後、全会一致をもって可決された。

都市再開発法の一部を改正する法律案は、大都市地域を中心として、居住環境の良好な住宅市街地を整備し、都市の健全な発展を図る必要性が高まっている現状等にかんがみ、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と市街地の環境の改善を図るため、市街地再開発事業の施行区域要件の緩和、再開発地区計画及び住宅地高度利用地区計画に関する都市計画を定める場合における要件の緩和、建築物の形態を適切に誘導するための地区計画制度の拡充、建築物の形態に関する規制の合理化、土地の所有者等がその意思表示により建築協定に加入できることとする建築協定区域隣接地制度の創設等の建築協定制度の拡充等の措置を講じようとするものである。

委員会では、質疑、討論の後、多数をもって可決された。

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案は、電線を道路の地下に埋設し、

その地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去又は設置の制限をすることにより、道路の安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため、電線共同溝を整備すべき道路の指定の制度を新設するとともに、道路管理者による電線共同溝の建設、電線共同溝の管理並びに国庫による負担及び補助の特例について定めようとするものである。

委員会では、質疑の後、全会一致をもって可決された。

被災市街地復興特別措置法案は、阪神・淡路大震災により激甚な被害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興が喫緊の課題となっていること等にかんがみ、大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地についてその緊急かつ健全な復興を図るため、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができるることとし、被災市街地復興推進地域内において施行される土地区画整理事業及び第二種市街地再開発事業についての特例を定めるとともに、大規模な火災、震災その他の災害により滅失した住宅に居住していた者等について公営住宅等の入居者資格の特例を設ける等、特別の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑、討論の後、多数をもって可決された。なお、付帯決議が付された。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案は、宅地及び建物の取引の公正を確保して依頼者の利益の保護を図るため、専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、当該専任媒介契約の目的物である宅地又は建物につき一定の事項を指定流通機構に登録しなければならないものとするとともに、宅地建物取引業の業務の適正な遂行を確保するため、宅地建物取引主任者資格試験制度の改善、業務に係る禁止事項及び宅地建物取引主任者に対する指示処分の追加等の措置を講じ、あわせて宅地建物取引業者等の負担の軽減を図るため、免許の有効期間の延長、一定の届出事項の廃止等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決された。なお、付帯決議が付された。

河川法の一部を改正する法律案は、適正かつ合理的な土地利用を確保しつつ河川の整備及び河川管理の適正化を図るため、地下に設けられた河川管理施設等に係る河川区域を地下又は空間について一定の範囲を定めた立体的な区域として指定すること等ができるものとするとともに、河川区域内における違法放置物件等に的確に対処するため、相手方を確知できない場合の監督処分の手続を設けようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決された。

都市緑地保全法の一部を改正する法律案は、近年の住民等の発意に基づく緑地の保全及び緑化に対する取組を支援し、都市における緑地の適正な保全及び

緑化をより一層推進するため、土地所有者との契約に基づき地方公共団体等が市民緑地の設置及び管理を行う制度の創設、緑地保全地区内の土地の買入れ等をその業務とする民法第34条の法人を緑地管理機構として指定する制度の創設並びに緑化協定に定めることができる事項に緑地の保全に関する事項を追加する緑化協定制度の拡充を行おうとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決された。

半島振興法の一部を改正する法律案は、最近における半島地域の社会経済情勢にかんがみ、引き続きこの地域の振興を図るため、半島振興法の有効期限を十年延長するとともに、半島振興計画の内容の拡充等、この地域の振興のため必要な措置を講じようとするものである。

委員会においては、全会一致をもって可決された。

(国政調査等)

2月7日、野坂建設大臣から建設行政の基本施策及び兵庫県南部地震について所信及び報告を、小澤国土庁長官から国土行政の基本施策及び兵庫県南部地震について所信及び報告を、小澤北海道開発庁長官から北海道総合開発の基本施策について所信をそれぞれ聴取し、9日、所信に対し質疑を行った。

ここでは、安全な都市づくりのための必要条件、新耐震設計建築物の被害状況、道路・鉄道・ライフライン等の復旧状況、神戸市における消防の初動の状況、災害対策についての国土庁・自治省の役割、地震による被害調査と建設省のとった措置、緊急事態における中央省庁の緊急非常招集体制、被災地における住宅対策、都市災害を想定した河川施設の整備等の問題が取り上げられた。

さらに、6月8日、日本下水道事業団の談合事件、新入札制度の運用と中小建設業の育成、首都機能移転問題、違反建築の防止対策、既存建築物に対する耐震補強等について質疑を行った。

また、4月25日、阪神・淡路大震災について参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

3月17日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度一般会計予算、特別会計予算、政府関係機関予算（総理府所管（北海道開発庁、国土庁）、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道開発公庫）について審査を行い、政府から説明を聴いた後、中小建設業者の育成、阪神・淡路大震災による被災地における建築制限、兵庫県における住宅復興計画、建設省の定員削減と現場技術業務委託の増加、活断層上のダムの有無と活断層対策、新しい全国総合開発計画策定のスケジュール、北海道開発庁の統廃合問題等について質疑を行った。

なお、4月11日、国における地震防災対策等の実情調査のため、国土地理院、防災科学技術研究所等の視察を行った。

(2) 委員会経過

○平成7年2月7日（火）（第1回）

- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査を行うことを決定した。
- 建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件並びに平成7年兵庫県南部地震に関する件について野坂建設大臣及び小澤国務大臣から所信及び報告を聴いた。
- 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○平成7年2月9日（木）（第2回）

- 建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件並びに平成7年兵庫県南部地震災害対策に関する件について野坂建設大臣、小澤国務大臣、政府委員、科学技術庁、建設省、厚生省、労働省、運輸省、資源エネルギー庁及び消防庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年2月22日（水）（第3回）

- 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）
 - 都市再開発法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）（衆議院送付）
 - 被災市街地復興特別措置法案（閣法第47号）（衆議院送付）
- 以上3案について野坂建設大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、厚生省、警察庁及び運輸省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第21号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り
反対会派 なし

（閣法第22号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り
反対会派 共産

（閣法第47号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、護り
反対会派 共産

なお、被災市街地復興特別措置法案（閣法第47号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成7年3月9日（木）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（閣法第65号）
○住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案（閣法第38号）（衆議院送付）

都市緑地保全法の一部を改正する法律案（閣法第76号）

以上4案について野坂建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月10日（金）（第5回）

○宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（閣法第65号）

都市緑地保全法の一部を改正する法律案（閣法第76号）

以上両案について野坂建設大臣、政府委員、厚生省及び大蔵省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第65号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り
反対会派 なし

（閣法第76号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り
反対会派 なし

なお、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（閣法第65号）について附帯決議を行った。

○平成7年3月16日（木）（第6回）

○参考人の出席を求める 것을 결정했다.

○住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案
(閣法第15号) (衆議院送付)

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案（閣法第38号）（衆議院送付）

以上両案について野坂建設大臣、政府委員、大蔵省、厚生省、資源エネルギー庁、郵政省、消防庁、自治省当局及び参考人住宅金融公庫理事鹿島尚武君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成7年3月17日（金）（第7回）

○委嘱審査のため住宅金融公庫、北海道東北開発公庫及び住宅・都市整備公団の役職員を参考人として出席を求める 것을 결정했다.

○平成7年度一般会計予算（衆議院送付）

平成7年度特別会計予算（衆議院送付）

平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（北海道開発庁、国土庁）、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫）について野坂建設大臣、小澤国土長官及び小澤北海道開発長官から説明を聴いた後、野坂建設大臣、小澤国務大臣、政府委員、郵政省、文部省、法務省、建設省、資源エネルギー庁、厚生省当局、参考人北海道東北開発公庫総裁宍倉宗夫君、住宅金融公庫総裁高橋進君及び住宅・都市整備公団理事青柳幸人君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案（閣法第38号）（衆議院送付）

以上両案をいずれも可決した。

（閣法第15号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り
反対会派 なし

（閣法第38号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り
反対会派 なし

なお、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- 半島振興法の一部を改正する法律案（衆第6号）（衆議院提出）について提出者衆議院建設委員長遠藤和良君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第6号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り
反対会派 なし

- 河川法の一部を改正する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）について野坂建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月28日（火）（第8回）

- 河川法の一部を改正する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）について野坂建設大臣、政府委員及び環境庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第69号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り
反対会派 なし

○平成7年4月25日（火）（第9回）

- 参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 阪神・淡路大震災に関する件について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に質疑を行った。

東京大学名誉教授

高山 英華君

横浜国立大学教授

村上 處直君

京都大学防災研究所教授

亀田 弘行君

○平成7年6月8日（木）（第10回）

- 日本下水道事業団の談合に関する件、新入札制度の運用と中小建設業の育成に関する件、首都機能移転に関する件、建設労働災害に関する件、違反建築の防止対策に関する件、既存建築物に対する耐震補強に関する件、長良川河口堰に関する件等について野坂建設大臣、小澤国土庁長官、政府委

員、労働省、科学技術庁、厚生省及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

○平成7年6月15日（木）（第11回）

- 請願第17号外131件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第3号外170件を審査した。
- 建設事業及び建設諸計画等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）成立議案の要旨・附帯決議

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案
(閣法第15号)

【要旨】

本法律案は、内需を中心とした我が国経済の安定成長を図るため一定の既存住宅に係る住宅金融公庫の特例措置を延長するとともに、同公庫の特別損失に係る補填措置を講じようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 一定の中古マンションに対する貸付金の利率の引下げ及び償還期間の延長の特例措置について、平成7年3月31日が適用期限とされているものを、平成9年3月31日までの2年間延長を行う。
- 2 平成7年度から平成11年度までの各年度の特別損失について、平成17年度までに交付金を交付して整理する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 1 住宅金融公庫に対する利子補給等の財政援助に特段の配慮を払うこと。
- 2 阪神・淡路大震災後の市街地の復興や被災マンションの建替えなどを円滑に進めるため、住宅金融公庫融資による積極的対応など住宅対策の充実に努めること。
- 3 被災した住宅の再建等を促進するため、被災者の需要に即した各種の情報提供・相談体制の整備について、地方公共団体に協力するなどの施策を講ずること。

右決議する。

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第21号）

【要旨】

本法律案は、大都市地域内の都心の地域を中心として良質な住宅に対する著

しい需要が存する現状等にかんがみ、住宅及び住宅地の供給を促進するため、次の措置を講じようとするものである。

- 1 供給基本方針の策定に際し旨とすべき事項に、居住に関する機能の低下を来している大都市地域内の都心の地域及びその周辺の地域における居住に関する機能の向上を総合的に推進することを追加する。
- 2 国及び地方公共団体が住宅市街地の開発整備の方針に従い、良好な住宅市街地の開発整備を促進するために定めるよう努めるべき都市計画として、地区計画を加える。
- 3 土地区画整理促進区域及び特定土地区画整理事業の面積に関する要件を0.5ヘクタールに引き下げるとともに、土地区画整理促進区域の対象区域住宅市街地を開発することが定められている地区計画の区域を加える。
- 4 特定土地区画整理事業の換地計画において、居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設の用に供するため一定の土地を保留地として定めができるようにする。
- 5 住宅街区整備促進区域及び住宅街区整備事業の面積に関する要件を0.5ヘクタールに引き下げるとともに、住宅街区整備促進区域の対象区域に住宅街区を整備することが定められている地区計画の区域を加える。
- 6 都心共同住宅供給事業を実施しようとする者は、都心共同住宅供給事業の実施に関する計画を作成し、都府県知事の認定を申請することができる。都府県知事は、計画が住宅の規模、構造、賃借人又は譲受人の資格、賃貸の条件又は譲渡の条件等に係る基準に適合するものであると認めるときは、認定を行うことができる。
- 7 国及び地方公共団体は、認定事業者に対し、都心共同住宅供給事業の実施に要する費用の補助を行うことができる。
- 8 認定を受けた計画に従って都心共同住宅供給事業が適正に実施されるよう、都府県知事は、報告の徴収、改善命令、認定の取消し等の措置を講じることができる。

都市再開発法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

【要旨】

本法律案は、大都市地域を中心として、居住環境の良好な住宅市街地を整備し、都市の健全な発展を図る必要性が高まっている現状等にかんがみ、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と市街地の環境の改善を図るために、次の措置を講じようとするものである。

第1 都市再開発法の改正

- 1 市街地再開発事業の施行区域要件について、一定の事項が定められて

いる再開発地区計画の区域を追加するとともに、市街地再開発事業の施行区域内の耐火建築物の割合の算定に当たり、区域内の耐火建築物の敷地面積の全宅地に対する割合により判断する基準を追加する。

- 2 再開発地区計画を都市計画に定める際も公共施設に関する要件について、その弾力化を図る等の措置を講ずる。

第2 都市計画法の改正

- 1 区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物を整備することが、合理的な土地利用の促進を図るために必要であると認めるときは、地区整備計画において、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度及び工作物の設置の制限を定める。
- 2 住宅地高度利用地区計画の用途地域に関する要件について、大部分が現行の要件に該当する土地の区域内とともに、住宅地高度利用地区計画を都市計画に定める際の公共施設に関する要件についてその弾力化を図る等の措置を講ずる。

第3 建築基準法の改正

- 1 前面道路の境界線から後退して壁面線等の指定がある場合について、前面道路の幅員による容積率制限を合理化するとともに、前面道路の幅員が12メートル以上である建築物について道路斜線制限の適用の合理化を図る。
- 2 地区整備計画において壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度等が定められている地区計画の区域内にある建築物で、当該地区計画の内容に適合し、特定行政庁が支障がないと認めるものについては、前面道路の幅員による容積率制限及び斜線制限を適用除外とする。
- 3 建築協定制度について、土地の所有者等がその意思表示により建築協定に加入できることとする建築協定隣接地制度の創設等を行う。

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案（閣法第38号）

【要旨】

本法律案は、道路管理者が、特定の道路について、電線を共同して収容する電線共同溝の整備等を行うことにより、道路の構造の保全を図りつつ、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 道路管理者は、道路の安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため、電線をその地下に埋設し、その地上における電線及び電柱の撤去又は設置の制限をすることが特に必要であると認められる道路について、電線共同溝整備道路として指定することができるものとする。

- 2 道路管理者は、電線共同溝整備道路について、電線共同溝整備計画に基づいて電線共同溝を建設するとともに、当該道路については、一定の場合を除き、地上における電線及び電柱の占用に関して許可等を行ってはならないものとする。
- 3 電線共同溝の整備に要する費用の一部を負担した占用予定者等は、道路管理者の許可を受けて電線共同溝を占用することができるものとする。
- 4 電線共同溝の整備に要する費用に関して、国の負担及び補助の特例を定める。

被災市街地復興特別措置法案（閣法第47号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災により激甚な被害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興が喫緊の課題となっていること等にかんがみ、阪神・淡路地域のみならず大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地について復興に関する基本的制度を確立するため特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 被災市街地における新しい都市計画上の制度として、被災市街地復興推進地域を創設することとし、その地域の整備についての市町村の責務と建築行為等の制限等を定める。
- 2 被災市街地復興推進地域の面的な整備に土地区画整理事業及び市街地再開発事業の活用等を図ることとし、そのため土地区画整理事業の中で住宅建設を一体的に推進するための特例等を設ける。
- 3 復興に必要な住宅の供給等を推進するため、住宅を失った被災者等に公営住宅等の入居者資格を認める特例及び被災市町村の要請等に基づき、住宅・都市整備公団及び地方住宅供給公社の能力を住宅の供給等に活用することができる特例を設ける。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 1 阪神地域及び淡路地域の市街地の復興に当たっては、長期的観点に立って、防災性の高い良好なまちづくりを行うことを最重点の課題とともに、本法の迅速かつ最大限の活用が図られるよう、国としても、地方公共団体の創意を基本としつつ、万全の支援に努めること。
- 2 阪神地域及び淡路地域の被災者の生活再建にとって住宅の確保は最も重要なことにかんがみ、公営住宅の入居の特例等にとどまらず、被災者の住宅確保のための措置を積極的に講ずること。

- 3 阪神地域及び淡路地域の被災者の早急な生活再建と市街地の一刻も早い本格的復興が図られるよう、万全の支援に努めること。
- 4 今回の被災を教訓とし、各都市における防災性の高いまちづくりに向けて、関係の諸施策を総合的かつ積極的に推進すること。
右決議する。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（閣法第65号）

【要旨】

本法律案は、宅地及び建物の取引の公正を確保して依頼者の利益の保護を図るため、媒介契約制度の改正及び指定流通機構制度の整備を行うとともに、宅地建物取引業の業務の適正な遂行を確保するため、業務に係る禁止事項等の追加等を行うほか、宅地建物取引業者等の負担の軽減を図るため、免許の有効期間の延長等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、契約の相手方を探索するため、当該契約の目的物である宅地又は建物につき、一定の事項を指定流通機構に登録しなければならないこととする。
- 2 指定流通機構の指定は、登録業務を適正かつ確実に行うことができると認められる公益法人その他一定の要件を備える者について行うものとともに、その業務の的確な遂行を確保するため、所要の監督規定を整備する。
- 3 宅地建物取引業者等の業務に関する禁止事項として宅地建物取引業に係る契約の締結をさせ、又は解除等を妨げるため相手方を威迫する行為等を追加する。
- 4 契約成立前に説明すべき事項の合理化と充実を図るため、法令に基づく制限に関する事項等一定の事項について、契約内容の別に応じて政令又は省令で定めることができるようとする。
- 5 宅地建物取引業の免許の有効期間を3年から5年に延長するとともに、一定の届出事項の廃止等を行う。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 1 宅地建物取引業の実態にかんがみ、悪質な業者を排除し、資質の向上及び業務の適正化に努めること。
- 2 重要事項説明の充実・合理化に当たっては、宅地建物の取引に関する苦情、紛争の未然防止に資するよう配慮するとともに、苦情、紛争の円滑な処理に努めること。

- 3 指定流通機構が健全にその機能を發揮するよう、制度の趣旨等について周知徹底を図るとともに、消費者の利便の増進に結びつくよう十分な指導・育成に努めること。
- 4 宅地建物の瑕疵に対し、住宅性能保証制度等の普及・活用を推進すること。右決議する。

河川法の一部を改正する法律案（閣法第69号）

【要旨】

本法律案は、河川事業用地の取得の円滑化と、適正かつ合理的な土地利用を確保しつつ河川の整備と河川管理の適正化を図るため、地下に設けられた放水路、調節池等の河川管理施設について河川区域の範囲を上下に限る河川立体区域制度を創設するとともに、河川区域内における違法放置物件等に的確に対処するため、相手方を確知できない場合の監督処分の手続を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 河川立体区域

河川管理者は、河川管理施設が地下に設けられたもの等である場合において、その河川区域を地下又は空間について一定の範囲を定めた河川立体区域として指定することができる。

2 河川保全立体区域及び河川予定立体区域

河川管理者は、河川管理施設を保全するため、河川立体区域に接する一定の範囲の地下又は空間を、一定の行為規制を行う河川保全立体区域として指定することができるとともに、河川工事を施行するため、新たに河川立体区域として指定すべき地下又は空間を、一定の行為制限を行う河川予定立体区域として指定することができる。

3 相手方を確知できない場合の監督処分

河川管理者は、河川区域内の違法放置物件の撤去等について、過失がなくて監督処分の相手方を確知できないときには、公告をした上で、自らが措置を行うこと等ができる。

都市緑地保全法の一部を改正する法律案（閣法第76号）

【要旨】

本法律案は、近年の住民等の発意に基づく緑地の保全及び緑化に対する取組を支援し、都市における緑地の適正な保全及び緑化をより一層推進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 地方公共団体又は緑地管理機構は、良好な都市環境を確保するため、土地所有者からの申出に基づき、当該土地所有者と契約を締結して、当該土地に

住民の利用に供する市民緑地を設置し、管理することができることとし、緑地保全地区等における行為制限の特例を設けることとする。

- 2 都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的として設立された民法第34条の法人で、都道府県知事が緑地管理機構として指定したものは、市民緑地の設置及び管理、緑地保全地区内の緑地の買入れ等の業務を行うことができることができるとすることとする。
- 3 住民の合意による緑地の保全を促進するため、緑化に関する協定（緑化協定）を緑地の保全又は緑化に関する協定（緑地協定）とし、緑地の保全に関する事項を協定に定めることができることとする。

半島振興法の一部を改正する法律案（衆第6号）

【要旨】

本法律案は、最近における半島地域の社会経済情勢にかんがみ、引き続きこれらの地域の振興開発を図るため、半島振興法の有効期限の延長、半島振興計画の内容の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法律の有効期限を平成17年3月31日までとする。
- 2 半島振興計画に定める事項に次の事項を加える。
 - (1) 生活環境の整備に関する事項
 - (2) 高齢者の福祉その他福祉の増進に関する事項
- 3 国及び地方公共団体は、次の事項について適切な配慮をする旨の規定を新設することとする。
 - (1) 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実
 - (2) 高齢者の福祉の増進
 - (3) 地域の文化的所産の保存及び活用並びに地域文化の振興
- 4 半島振興対策実施地域に係る特別土地保有税の非課税措置の範囲の拡大に伴い、地方税法の所要の改正を行う。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

※は予算関係法律案

番号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	
※ 15	住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案	衆	7. 2. 3	7. 2.27 (予備)	7. 3.17 可 決 附帶決議	7. 3.17 可 決	7. 2. 3	7. 3. 1 可 決 附帶決議	7. 3. 2 可 決	
※ 21	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案	〃	2. 7	2. 17 (予備)	2. 22 可 決	2. 24 可 決	2. 7	2. 21 可 決	2. 21 可 決	
22	都市再開発法等の一部を改正する法律案	〃	2. 7	2. 17 (予備)	2. 22 可 決	2. 24 可 決	2. 7	2. 21 可 決	2. 21 可 決	
※ 38	電線共同溝の整備等に関する特別措置法案	〃	2. 10	2. 27 (予備)	3. 17 可 決	3. 17 可 決	2. 10	3. 1 可 決	3. 2 可 決	
47	被災市街地復興特別措置法案	〃	2. 17	2. 17 (予備)	2. 22 可 決 附帶決議	2. 24 可 決	2. 17	2. 21 可 決 附帶決議	2. 21 可 決	
65	宅地建物取引業法の一部を改正する法律案	参	2. 28	3. 1	3. 10 可 決 附帶決議	3. 10 可 決	2. 28 (予備)	4. 12 可 決 附帶決議	4. 13 可 決	

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
69	河川法の一部を改正する法律案	衆	7. 3. 3	7. 3. 3 (予備)	7. 3. 28 可 決	7. 3. 29 可 決	7. 3. 3	7. 3. 15 可 決	7. 3. 17 可 決	
76	都市緑地保全法の一部を改正する法律案	参	3. 7	3. 7	3. 10 可 決	3. 10 可 決	3. 7 (予備)	4. 12 可 決	4. 13 可 決	

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件 名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
6	半島振興法の一部を改正する法律案	建設委員長 遠藤 和良君 (7. 3. 15)	7. 3. 16	7. 3. 17	7. 3. 16 (予備)	7. 3. 17 可 決	7. 3. 17 可 決			7. 3. 17 可 決	